

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 燃料として利用される製品としてプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物を原材料とした燃料を追加すること。（第一条関係）

第二 指定容器包装利用事業者の業種として各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業を定めるところ。（第五条関係）

第三 容器包装多量利用事業者の要件を定めること。（第六条関係）

第四 容器包装多量利用事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等を定めること。（第七条関係）

第五 報告徴収事項として容器包装多量利用事業者に対する容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況に関する事項を追加すること。（第十条関係）

第六 定期報告に係る権限を地方支分部局の長に委任すること。（第十二条関係）

第七 この政令は、法の施行の日から施行すること。（附則第一条関係）

第八 関係審議会令について所要の改正を行うこと。（附則第二条から第六条まで関係）